

世代をつなぐ農村まると保全向上対策 活動組織の広域化推進の手引き

[要約版]

～事務を効率化し組織力を高めて共同活動を続けていしましょう～



この手引きは、活動組織および関係機関のみなさまが広域活動組織を設立するにあたっての検討および合意形成の手順、その留意点等について要約した資料です。



滋賀県世代をつなぐ農村まると保全推進協議会

広域化で解決できる可能性のある集落・活動組織の諸問題

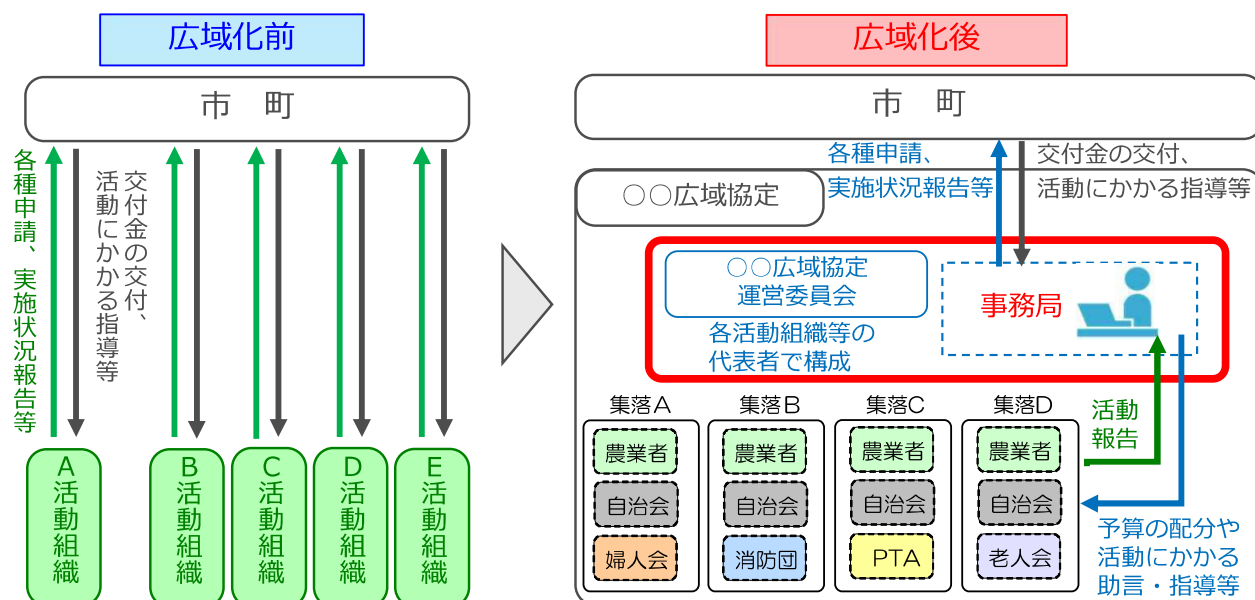
- ・ 共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない
- ・ 組織のリーダーや役員のなり手がいない
- ・ 組織内の特定の人物に事務処理等の負担が集中している
- ・ 組織の運営体制の世代交代が進まない
- ・ 集落の立地等条件の違いにより活動内容に不均衡が生じている



I 広域活動組織とは

広域活動組織は、旧市町村区域等の広域エリアで複数の集落または活動組織（以下、「集落等という。」）、その他関係者の合意により設立される地域資源の保管理等を行う組織のことです。

活動組織と広域活動組織の活動の流れ（イメージ）



- ・ 規模要件：旧市町村区域程度または農用地面積200ha以上
- ※中山間地域等の条件不利地域は50ha以上または3集落以上

※中山間地域等の条件不利地域において適用

Ⅱ 広域化のメリット、デメリット

1) メリット

<集落・活動組織>

- ・単独では地域資源の保安全管理が難しくなった集落を取り込み、集落間連携により活動を継続することが可能
- ・未取組集落が新たに活動を開始したい場合、広域活動組織に取り込むことで、単独で設立する場合に比べて設立や申請に係る手続等の労力が少なくて済む
- ・事務作業を事務局に集約することで、各集落等の事務作業の負担を減少
- ・事務委託や工事発注、資材や物品等購入等をまとめて行うことで、経費を節減
- ・優先度の高い施設への予算の重点配分や、小規模集落への基礎配分による活動の継続が可能
- ・集落間連携により、資機材、人材、技術力の融通が可能になり、活動を活発化
- ・単独ではハードルの高い学校教育や企業との連携による取り組みが進めやすくなる



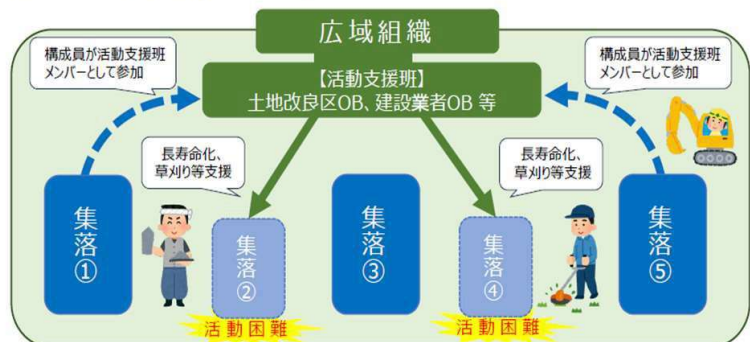
広域化に伴う加算について

【活動支援班による支援体制のイメージ】

広域活動組織の設立後、活動支援班を設置し、活動を実施することで下記の加算交付金が受けれます。

支援加算 40万円
設立年度に1回のみ

増進加算 300円/10a (田)
180円/10a (畑)
※活動期間中 (最長5年間)



活動支援班のメンバーは広域活動組織の構成員複数人とし、年間に少なくとも1度は活動すること。

2) デメリット

- ・意思決定や集落間調整に時間を要し、機動的な対応が難しくなる場合がある
- ・各組織で決めた交付金の使途や日当単価等のルールを広域活動組織で統一するが生じ、集落間の調整が必要になる
- ・広域活動組織の事務局任せになり、参加集落の主体性が弱くなる
- ・事務運営経費などの負担が生じる

広域化に向けて、地域内でよく話し合いをしましょう。



Ⅲ 広域化に向けて検討すべきこと

1) 広域化の区域設定

- ・地域にとっての広域活動組織の最適規模を考えて、広域化の区域設定をします。

■ 区域設定の単位として考えられるタイプ

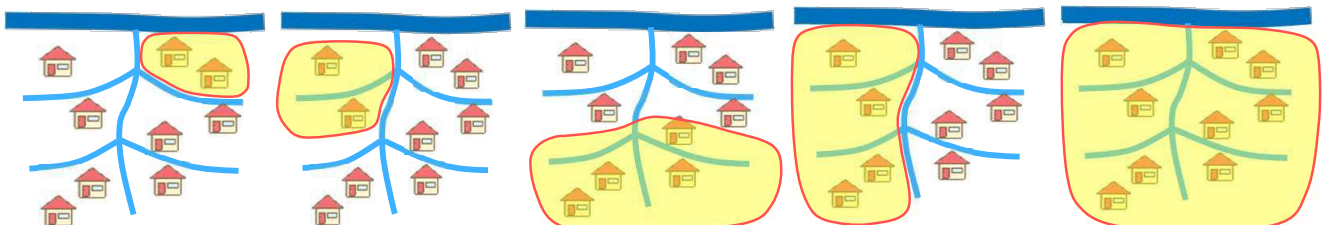
複数集落単位

水系単位

土地改良区単位

旧市町村単位

現市町単位



2) 事務局体制の検討

- ・広域活動組織では、複雑で負担の大きい事務を円滑に行うために事務局を設置し、事務作業を集落等から切り離すことで、集落等は活動に専念でき、活動の活性化が期待できる
- ・事務局に専任の事務員を置き、対価を払って事務作業を依頼するには、次のような方法がある

ア. 構成員による対応

- ・市町や土地改良区職員OBなど適切な事務処理能力のある方に依頼

イ. 雇用

- ・事務員が対応しなければならない業務量があり、費用面で外部委託より合理的な場合は、事務員の雇用が可能

ウ. 外部委託

- ・土地改良区やJA等事務処理能力のある外部団体や個人に委託契約

事務局の業務内容（例）

- ・申請等書類作成
- ・金銭出納簿や活動記録等の整理
- ・交付金の管理
- ・外部委託に係る発注等手続
- ・集落間、行政との連絡調整



✓ 土地改良区が事務を受託する場合には、当該活動組織の構成員に参画するとともに、当該土地改良区の定款を変更する必要があります。

3) 事務所の場所

- ・広域活動組織の事務処理を行うためには、事務作業場所が必要となります
- ・事務員の自宅を事務作業場所とすることもできますが、組織が大きくなれば多くの書類等を扱うこととなりますので、専用の事務作業場所を設けることを考えましょう
- ・各集落等の構成員が打合せや会議のために訪れること等も考えて、立地や施設の規模等を選定しましょう

4) 交付金の運用方針

①交付金の配分方法（例）

事務局運営経費、各集落への配分額や方法、日当、役員報酬等については、広域組織設立前に十分話し合っておきましょう。

$$\boxed{\text{交付額}} - \boxed{(\text{事務運営経費} + \text{重点課題配分})} = \boxed{\text{集落配分}}$$

- ・各集落等への交付金の支払いは、活動実績に応じた後払いとすることも可能
- ・したがって、年度途中での交付金の弾力的な運用が可能

■広域活動組織における予算の項目の例

項 目	内 容
事務運営経費	・事務局や運営委員会の事務費等の広域活動組織の運営に必要な共通経費（事務所経常費、事務員人件費、委員手当、旅費、印刷製本費、会議費、消耗品費等）
重点課題配分	・重要な施設の補修・更新や環境保全活動などの地域の共通課題に対応するための活動に係る経費
集落配分	・集落等が行う活動にかかる経費（各集落等に配分し、実施した活動に応じて支出） ・別途、小規模集落の活動費を確保するための基礎配分を設けることも可能

②日当、機械借上単価等の設定

- ・基礎的な活動に関する日当や草刈り機の借り上げ費等、基本的な単価は広域活動組織内で統一することが望ましい

IV 広域活動組織設立までの手順

推進主体が主

1 推進主体による広域化推進の方向性の決定



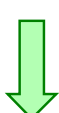
- ・広域化の推進主体（市町、土地改良区等）は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性等について検討を行い、広域化を推進することについて意向を固める

2 推進主体による基本的な方針の決定



- ・推進主体は、広域活動組織の範囲や構成、組織の運営方針（交付金の運用方針、事務局体制）等の基本的な方針について検討を行い、取りまとめる

3 広域化対象集落等への説明会



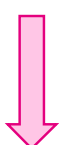
- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落等や参加を呼びかける関係団体に対して広域化の基本的な方針の説明を行って意見を募るとともに、必要に応じて方針の見直しを行う
- ・各集落等の代表者が集落内等に説明し意見調整を行う

4 集落等から広域活動組織への参加意向を確認



- ・推進主体は、広域化対象の集落等や関係団体から広域活動組織への参加の意向を確認する

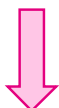
5 広域活動組織運営方針等の具体案の検討



- ・「広域化準備委員会（仮称）」を立ち上げ、広域活動組織の運営方針の具体案について検討を行う
- ・検討結果を踏まえ、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成する



6 各集落への説明、参加同意の確認



- ・準備委員会での検討結果を各集落の構成員に説明する
- ・各集落等の参加意向を踏まえ、対象農用地の確定、参加同意の最終確認を行う

7 広域活動組織設立

- ・設立委員会または設立総会を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得る
- ・広域協定運営委員会を開催し、広域協定書や事業計画書等を決定するとともに、広域活動組織を設立
- ・市町長に広域協定書や事業計画書等を提出し、認定を受ける



運営委員会の委員となる予定者が主



本パンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの市町、滋賀県農業農村振興事務所田園振興課、滋賀県農政水産部農村振興課、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会事務局までご相談下さい。

○滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会事務局

◇滋賀県農政水産部農村振興課地域資源活用推進室
TEL 077-528-3962 FAX 077-528-4888
◇滋賀県土地改良事業団体連合会（水土里ネット滋賀）
TEL 0748-42-7144 FAX 0748-42-5574

○お近くの滋賀県の地方機関（農業農村振興事務所）

◇大津・南部農業農村振興事務所田園振興課
TEL 077-567-5415 FAX 077-564-2510
◇甲賀農業農村振興事務所田園振興課
TEL 0748-63-6121 FAX 0748-63-6139
◇東近江農業農村振興事務所田園振興課
TEL 0748-22-7722 FAX 0748-23-4912
◇湖東農業農村振興事務所田園振興課
TEL 0749-27-2222 FAX 0749-24-6229
◇湖北農業農村振興事務所田園振興課
TEL 0749-65-6622 FAX 0749-64-1597
◇高島農業農村振興事務所田園振興課
TEL 0740-22-6034 FAX 0740-22-4393

「まるごと保全担当者」とお声掛けください。